

2022 年 12 月 12 日改定

カネカのお家 オーナーズクラブ会則及びご利用規約の変更箇所

■ご利用規約

第 4 章 SC 設備機器 10 年保証サービス

本章に定める機器 10 年保証サービスは株式会社カネカソーラーサーキットのお家が業務を行います。

↓

第 4 章 SC 設備機器 10 年保証サービス

本章に定める機器 10 年保証サービスは株式会社カネカソーラーサーキットのお家が業務を行います。ただし、当社が別途第三者の保証サービスを利用することを指定した設備機器については、当該第三者の利用規約が適用され、本規約第 31 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 乃至第 36 条は適用されないものとします。

以上

カネカのお家 オーナーズクラブ会則及びご利用規約の変更箇所

■会則

第 2 条（事務局）

お客様と SC の家の建築請負契約又は売買契約を締結した工務店

→お客様と SC の家の建築請負契約又は売買契約を締結し、且つオーナーズクラブに登録した工務店

第 10 条（その他）

③ご契約会社がオーナーズクラブ登録工務店の地位を喪失した場合は十分なサービスが受けられなくなることがあります。→追加

■ご利用規約

第 4 条（利用期間）

尚、前 2 条の各サービスのうち（3）（4）（5）は

→ 尚、前 2 条の各サービスのうち（3）（4）は

第 8 条（個人情報の取扱い）

www.schs.co.jp/exit/privacy.html → www.schs.co.jp/privacypolicy/

第 10 条（サービス提供の停止、終了）

（11）オーナーズクラブに登録した工務店がオーナーズクラブ登録工務店の地位を喪失した場合 →追加

第 10 条 2

本サービス運用の終了 → 本サービスの全部または一部の終了

本サービスの提供 → 本サービスの全部または一部の提供

第 15 条（カネカのお家サポートデスクの内容）

対象住宅における第 3 章から第 7 章 → 対象住宅における第 3 章から第 6 章

第 35 条（無償修理とならない場合）

（2）リモコンなどを含み、壁組込設置型のリモコンは対象設備機器に含みます。

→リモコンなど。

以上

2020年2月1日改定

カネカのお家 オーナーズクラブご利用規約の変更箇所

第1章 総則

第2条 (本サービスの内容)

2- (2) : 「タイムズコミュニケーション株式会社」 → 「緊急対応事業者」

第3章 24時間緊急対応サービス

「タイムズコミュニケーション株式会社」 → 「緊急対応事業者」

第19条 (本章の規定の目的等)

「タイムズコミュニケーション株式会社」 → 「緊急対応事業者」

3 : 「タイムズコミュニケーション」 → 「緊急対応事業者」

第21条 (サービスが受けられない場合)

(3) : 「タイムズコミュニケーション」 → 「緊急対応事業者」

(7) : 「タイムズコミュニケーション」 → 「緊急対応事業者」

第22条 (サービスの利用方法)

「タイムズコミュニケーション」 → 「緊急対応事業者」

3 : 「タイムズコミュニケーションコンタクトセンターのオペレーター」 →
「緊急対応事業者のオペレーター」

第24条 (お客様の義務)

(3) : 「タイムズコミュニケーションコンタクトセンターのオペレーター」 →
「緊急対応事業者のオペレーター」

第25条 (個人情報取り扱いおよび開示・訂正・削除)

「タイムズコミュニケーション」 → 「緊急対応事業者」

(1) (2) (3) : 「タイムズコミュニケーション」 → 「緊急対応事業者」

2 : 「タイムズコミュニケーション」 → 「緊急対応事業者」

第26条 (届出事項の共有)

「タイムズコミュニケーション」 → 「緊急対応事業者」

第27条 (サービス提供時の責任)

「タイムズコミュニケーション」 → 「緊急対応事業者」